

公害等調整委員会の動き

(令和4年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月14日	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任 裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
1月17日	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等 責任裁定申請事件 第1回審問期日	茨城県
1月24日	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第1号事件)

令和4年2月7日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足による視力低下等の健康被害の50%以上は、被申請人が操業する工場からの21時～8時までの5Hz帯域～20KHzを超える周波数の騒音、また、夜眠れなかった時は8時以降の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件
(令和4年(セ)第1号事件)

令和4年2月22日受付

本件は、申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音と、それに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠障害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金269万1298円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

- 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成30年(セ)第3号事件・平成30年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 1302 万 6000 円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、平成 30 年 9 月 12 日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和 4 年 1 月 13 日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部認容、その余の申請を棄却するとの裁定を行い、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、その余の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(令和 2 年 (セ) 第 3 号事件)

① 事件の概要

令和 2 年 3 月 24 日、兵庫県神戸市の住民 2 人から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 700 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被申請人が運行する特急等電車の振動等と申請人らに生じたストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和 4 年 2 月 15 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和 3 年 (ゲ) 第 7 号事件)

① 事件の概要

令和 3 年 5 月 11 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、京都地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

申請の内容は以下のとおりです。介護施設運営法人（原告）が運営する介護施設の南側敷地内の庭園に植栽されたヤエザクラ等 10 種 12 本の樹木群が、平成 29 年 5 月 14 日頃以降枯れたのは、同日に被告ら（農地を貸借する個人 2 名）が上記施設に隣接する農地で除草剤を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被告らが隣接する農地で除草剤を散布・排出させたことと原告が運営する介護施設

の庭園の樹木群が枯れたこととの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、令和4年2月15日、原告運営に係る施設南側敷地内の庭園に植栽された樹木群が、平成29年5月14日頃以降枯れたのは、同日に被告らが上記施設に隣接する農地で除草剤を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるとは認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件 (令和3年(ケ)第15号事件)

① 事件の概要

令和3年10月18日、京都府京都市の住民1人から、大阪市内で工事を実施している建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請は、「大型(概ね35kW以上)の送風機をインバーター制御で用いる時の機器の接続設定が不適當であるので供給電路に第5、第7等の高調波による低周波振動が漏れていると思われる現象」を裁定を求める事項としたものです。

なお、申請人は深夜午前2時から6時頃まで連日低周波音及び振動で目覚めてしまい眠れず、また、令和2年9月末に入院中の病院でひどい振動を感じる様になり、現在も心療内科の精神科治療を受診するなどの健康被害を訴えています。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、令和4年2月28日を期限として、下記の内容について補正命令を行いました。

ア 「裁定を求める事項」につき、裁定の対象となる事項を明確にすること。

イ 申請人の被害と被申請人の行為との間の因果関係に関する主張を明確にすること。

補正命令後に提出された訂正申立書をもってしても、裁定の対象及び具体的判断の対象のいずれも明確に定まっていなかったことから、申請人は補正命令において指定された期間内にその欠陥を補正しなかったものと判断し、令和4年3月17日、本件申請を却下するとする裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 (令和4年(ゲ)第1号事件)

① 事件の概要

令和4年2月7日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足による視力低下等の健康被害の50%以上は、被申請人が操業する工場からの21時～8時までの5Hz帯域～20KHzを超える周波数の騒音、また、夜眠れなかった時は8時以降の騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和4年3月22日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。